

## ひだまり訪問看護ステーション 重要事項説明書

訪問看護ご利用者様（以下「利用者」とします）に対する訪問看護若しくは介護予防訪問看護（以下「訪問看護」とします）の提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団なかた会
代表者	理事長 中田晃裕
所在地	東京都江戸川区平井5丁目14番11号 新興建設ビル1階
電話番号	03-5247-1007

### 2. 事業所概要

事業所名称	ひだまり訪問看護ステーション
開設年月日	2000年4月1日
管理者	嶋巢 恭子
所在地	東京都江戸川区平井5丁目14番12号 大島園マンション305号室
電話番号	03-3611-3121
FAX番号	03-3611-3172
指定番号	1367195266
サービス提供地域	江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区 ※上記以外にお住まいの場合もご相談ください
営業日	月曜日から金曜日 (国民の祝日及び12/29～1/3を除く)
営業時間	9:00～18:00

※24時間連絡体制を整備しており、営業時間外でも緊急時対応を行います。

※大規模な自然災害や利用者及び事業所職員の感染症の発症又は媒介の恐れやその他、事故・火災等で営業が不可能と判断した場合、上記営業時間内であっても、サービスの提供を中止する場合があります。

### 3. 事業の目的

当事業所は、主治医の指示に基づき、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図り、在宅で安心して療養生活を送れるようにすることを目的としています。

### 4. 運営方針

(1) 事業所の看護師その他の従業者は利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活及び心身機能の維持と回復を目指して支援します。

(2) 医師の指示に基づき、安全で適切な看護サービス、利用者・家族のニーズに応じた柔軟なサービス等、専門職としての知識・技術の向上に努め、質の高い専門的サービスを提供します。

(3) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健所、医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(4) 感染予防対策を徹底し、安全な環境でサービスを提供します。事故防止に努め、万一の事故発生時は適切に対応します。また、緊急時 24 時間連絡体制により、利用者・家族の安心を確保します。

(5) 職員の継続的な研修・教育により、専門性の向上を図り、法令遵守の徹底とコンプライアンス意識の向上に努めます。

### 5. 事業所の職員体制

管理者：1名

看護職員：6名（常勤2名、非常勤3名、管理者1名）

理学療法士：1名 事務員：1名

### 6. 訪問看護の内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション

- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

## 7. 利用料金

### ◆介護保険

介護保険の被保険者で、要介護・介護予防状態の認定を受けて主治医が訪問看護の必要を認めた方が対象となります。

#### 【要介護者】

訪問時間	単位数	自己負担割合		
		1割	2割	3割
20分未満	314単位	358円	716円	1,074円
30分未満	471単位	537円	1,074円	1,611円
30分以上60分未満	823単位	939円	1,877円	2,815円
60分以上90分未満	1128単位	1,286円	2,572円	3,858円
理学療法士等の場合 20分	294単位	336円	671円	1,006円

#### 【要支援者】

訪問時間	単位数	自己負担割合		
		1割	2割	3割
20分未満	303単位	346円	691円	1,037円
30分未満	451単位	515円	1,029円	1,543円
30分以上60分未満	794単位	906円	1,811円	2,716円
60分以上90分未満	1090単位	1,243円	2,486円	3,728円
理学療法士等の場合 20分	284単位	324円	648円	972円

【各種加算】

項目	内容	単位数	自己負担		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算Ⅰ	必要に応じて24時間常時対応できる体制	600単位	684円	1,368円	2,052円
特別管理加算(Ⅰ)	管(ドレーン)や呼吸器が入っている方	500単位	570円	1,140円	1,710円
特別管理加算(Ⅱ)	高度な医療処置、管理が必要な方	250単位	285円	570円	855円
ターミナルケア加算	在宅で看取りをご希望の方に必要なケアを行った場合	250単位	2,850円	5,700円	8,550円
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合	6単位	7円	14円	21円
複数名訪問加算Ⅰ	2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合	30分未満 254単位	290円	579円	869円
		30分以上 402単位	459円	917円	1,375円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師及び看護補助者が同時に訪問した場合	30分未満 201単位	230円	459円	688円
		30分以上 317単位	362円	723円	1,084円
長時間訪問看護加算	1回の訪問が90分以上となった場合	300単位	342円	684円	1,026円
退院時共同指導加算	入院中・入所中の利用者に対し、在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	600単位	684円	1,368円	2,052円
初回加算(Ⅰ)	病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	350単位	399円	798円	1,197円
初回加算(Ⅱ)	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合	300単位	342円	684円	1,026円

※夜間(18時~22時)又は早朝(6時~8時)訪問の場合:上記単位数の25%増

※深夜（22時～6時）訪問の場合：上記単位数の50%増

◆医療保険

訪問回数は原則週3日までとなっています。

訪問時間は30分以上90分未満となっています。

項目	内容		自己負担分			
			1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費 (Ⅰ) ※理学療法士は週3日まで	週3日まで		555円	1,110円	1,665円	
	週4日目以降		655円	1,310円	1,965円	
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が訪問した場合		1,285円	2,570円	3,855円	
訪問看護基本療養費 (Ⅱ) ※理学療法士は週3日まで	同一建物 居住者で 同一複数者	週3日まで	同1日2人	555円	1,110円	1,665円
			同1日3人	278円	556円	834円
		週4日目 以降	同1日2人	655円	1,310円	1,965円
			同1日3人	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	外泊中の訪問看護		850円	1,700円	2,550円	
管理療養費	機能強化型以外		767円	1,534円	2,301円	
	月の2日目以降（管理療養費1）		300円	600円	900円	

【各種加算】

項目	内容		自己負担分		
			1割	2割	3割
24時間対応体制加算 (月一回)	24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組が行われている		680円	1,360円	2,040円
緊急訪問看護加算 (月一回)	診療所、在宅療養支援病院からの指示	月14日目まで	265円	530円	795円
		月15日目以降	200円	400円	600円
夜間・早朝訪問看護加算	6時～8時、18時～22時		210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	22時～6時		420円	840円	1,260円

項目	内容		自己負担分		
			1割	2割	3割
特別管理加算 (月一回)	管(ドレーン)や呼吸器が入っている方		500円	1,000円	1,500円
	高度な医療処置、管理が必要な方		250円	500円	750円
長時間訪問看護加算	90分を超える訪問看護		520円	1,040円	1,560円
訪問看護基本療養費 (Ⅱ) ※理学療法士は週3日 まで	週1回	同一敷地内2人まで	450円	900円	1,350円
		1日に1回	同一敷地内3人以上	400円	800円
	週2~3回	同一敷地内2人まで	300円	600円	900円
		1日に1回	同一敷地内3人以上	270円	540円
	1日に2回	同一敷地内2人まで	600円	1,200円	1,800円
		同一敷地内3人以上	540円	1,080円	1,620円
	1日に3回	同一敷地内2人まで	1,000円	2,000円	3,000円
		同一敷地内3人以上	900円	1,800円	2,700円
難病複数回訪問加算	1日につき	同一敷地内2人まで	450円	900円	1,350円
		同一敷地内3人以上	400円	800円	1,200円
	1日3回以上	同一敷地内2人まで	800円	1,600円	2,400円
		同一敷地内3人以上	720円	1,440円	2,160円
退院時共同指導加算	入院中・入所中の利用者に対し、在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合		800円	1,600円	2,400円
退院支援指導加算	末期の悪性腫瘍等の患者に対し、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合		600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療関係職種間で、月2回以上、文書により情報共有を行い、共有された情報を基に、利用者・その家族に対して指導を行った場合		300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の急変や診療方針の変更に伴い、関係職種等と共同でカンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合(月2回まで)		200円	400円	600円

※生活保護、難病当で公費を利用する場合は料金が異なります。

※自己負担分は保険の種類などにより異なります。

※休業日訪問や各種保険の利用がない場合は、別途料金を請求させていただきます。

## 8. サービスの利用方法

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の担当がお伺いいたします。訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）作成と同時に契約を結び、サービス提供を開始します。

※居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

## 9. 利用料金の支払い方法

- (1) 利用料は、利用者が予め指定した銀行等の口座より自動引き落としとなります。
- (2) 当該月分の請求書を「口座引落請求明細書」として翌月の10日前後に発行いたします。翌月の27日に指定口座より引き落としさせていただきます。引き落としの確認後、領収書を発行いたします。
- (3) 預金残高不足で引き落としができなかった場合は翌月に合わせて請求させていただきます。2ヶ月間続けて引き落としができなかった場合は、現金で集金させていただきます。
- (4) 領収書の再発行はいたしません。確定申告の医療費控除を受ける場合に必要です。大切に保管してください。

## 10. 本サービス利用時における禁止事項

- (1) 金品等の授受（お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です）
- (2) 利用者及び家族に対しての営利活動、政治活動など訪問看護に無関係なこと
- (3) 従業者に対するハラスメント、嫌がらせ、誹謗中傷
- (4) 従業者の写真、動画撮影、録音など、また、無断でSNSなどへの掲載

## 11. 緊急時等の対応の方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、緊急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

緊急事態が生じた際は速やかに主治医に連絡をし、適切な処置を行います。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送などの必要な措置を講じます。

## 1 2. 高齢者虐待防止に関する事項

事業者は利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業員に対する虐待防止を啓発し、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

## 1 3. 秘密保持と個人情報の保護

### (1) 個人情報の利用目的

当事業者は、利用者の氏名・住所・電話番号・健康情報・サービス利用状況等の個人情報を、以下の目的に限り利用いたします。

- ・契約に基づくサービスの提供
- ・利用者への連絡・報告・請求
- ・緊急時の対応
- ・法令に基づく行政機関への届出・報告

### (2) 個人情報の管理

当事業者は、利用者の個人情報を適正に管理し、外部への漏えい、改ざん、滅失を防止するために必要な安全管理措置を講じます。

### (3) 第三者提供の制限

当事業者は、利用者の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供いたしません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命・身体または財産の保護のために必要であり、本人の同意を得ることが困難な場合
- ・サービス提供に必要な範囲で、委託業者に業務を委託する場合

### (4) 秘密保持義務

当事業者の役員・職員・委託先は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は契約終了後も継続します。

### (5) 開示・訂正

利用者または代理人から個人情報の開示、訂正、利用停止の請求があった場合、法令に従い速やかに対応します。

## 1 2. サービス内容に対する苦情窓口

### (1) 事業所への直接の苦情窓口

ひだまり訪問看護ステーション 電 話：03 - 3611 - 3121

担当：<sup>とうのす</sup> 鶴巢 恭子

受付時間：平日 9 : 30 ~ 17 : 30

(2) 当事業所以外にも以下のとおり苦情を受け付ける窓口があります。

- ・江戸川区役所介護保険課 電話：03 - 3652 - 1151
- ・葛飾区役所介護保険課 電話：03 - 3695 - 1111
- ・江東区役所介護保険課 電話：03 - 3647 - 9111
- ・墨田区役所介護保険課 電話：03 - 5608 - 1111
- ・東京都国民健康保険団体連合会 電話：03 - 6238 - 0011

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者名称 医療法人社団なかた会 ひだまり訪問看護ステーション  
住所 東京都江戸川区平井5-14-12 大島園マンション305  
管理者氏名 鶴巢 恭子  
説明者氏名

令和 年 月 日

私は、本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受けました。

**【介護保険】**

緊急時訪問看護加算 I 同意します ・ 同意しません

**【医療保険】**

24時間対応体制加算 同意します ・ 同意しません

訪問看護情報提供 同意します ・ 同意しません

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

利用者との関係 ( \_\_\_\_\_ )

**【緊急時・事故発生時の連絡先】**

医療機関等	名称： 連絡先：
家族（キーパーソン）	氏名： 続柄： 住所： 連絡先：